

堺市地域防災計画の修正（案）についてのご意見要旨と本市の考え方

No.	ご意見の要旨	本市の考え方
1	障害のある方への配慮が速やかに行えるよう、地域住民へのつなぎを行政側から実施してください。	個別避難計画の作成や、それに基づいて実施する訓練を通じて、地域住民の皆様との繋がりを作るきっかけとなるよう努めます。
2	要配慮者に応じた避難方法の検討ができるよう、実地調査を行ってください。	福祉専門職の方々と連携した個別避難計画の作成等を通じて、各避難行動要支援者の事情や周辺環境に応じた避難行動を検討します。
3	要配慮者について、直接福祉避難所へ避難できる体制を構築してください。	個別避難計画の作成を通じて、福祉避難所に限らず対象者が普段利用されている福祉施設を中心に、避難先の調整を実施しています。
4	個別避難計画に基づいて、直接福祉避難所に避難できるようにしてください。	
5	障害者や困っている人のために安心できる生活の場を保証してください。	
6	障害がある方が安心して避難できる場所を考えてください。	
7	避難場所に逃げられない人たちはどう命をつなげばいいのか。安心して避難できる場所をどう考えているのか。	福祉避難所の指定や運営方法の整理など、すべての方が安心して避難できる体制の整備を今後も継続します。
8	「宅地耐震化の促進」は周知と補助制度整備だけでは浸透しない。様々な機関や事業者と官民協働で進める必要がある。	耐震化の補助事業について窓口での配架やホームページでの案内に加え、イベント等に啓発ブースを出展するなどして、耐震化の普及啓発を行っています。
9	「建築物の耐震化・不燃化における市民の役割」とあるが、市民が自ら取り組むためには、堺市として、もっと具体的でわかりやすく安価で実行できる対策の紹介や、情報収集力や経済力に困難を抱える市民をサポートや補助につなげやすくする取組みが必要。	
10	津波避難ビルに上ることができない障害者はどうすれば良いか。	津波からの避難は、まずはJR阪和線を目標に東側への避難を推奨しています。移動の方法は、次項も合わせてご確認ください。 また、支援者による支援により津波避難ビル等で安全を確保することも考えられます。
11	自力歩行ができない人は徒歩避難ができませんがどうすれば良いか。	自力歩行が出来ない方の移動については、支援者による支援を受ける前提にはなりますが、場合によっては自動車等での避難も考慮に入れていただく必要があると考えています。ただし、道路状況等により進行不能となることも十分考えられるため、車椅子を積載するなど、車を放置して避難を続ける手段を確保していただくことも必要です。また、車を路上に放置する際には、後に進行する緊急車両等の妨げにならないよう、エンジンキーは社内に残したまま避難していただきますようお願いいたします。
12	自助・共助が難しいから避難行動要支援者であり、津波避難ビルを活用できない人に対する取り扱いは受け入れることはできません。良い避難方法を地域と本人と行政で考えてください。	津波避難に対する考え方はNo10及び11のとおりです。各避難行動要支援者の状況に応じた避難行動は、個別避難計画作成を通じて、当事者・市役所・支援者等で検討しています。
13	高齢者、障害者などの要配慮者に対し、有益な災害時支援情報をわかりやすく提示される仕組みを作ってください。	本市では、防災スピーカーやFAX、SNS等の複数の手段により、災害時の情報発信を行う仕組みを作っています。誰もが入手可能で分かりやすい情報発信となるよう、今後も検討と整備を進めます。 また、停電・ネットワーク障害等の可能性も考慮し、ラジオの活用等、引き続き多様な受信方法を啓発します。
14	津波避難に関する広報時に聴覚障害に対する視覚的対応をお願いします。	
15	FAXやインターネットを利用した情報伝達に関して、停電時はどう対応するのか。	
16	津波に関する情報発信において、屋外スピーカー等を使用されますが、スピーカーの音が聞こえない方がおられます。より確実な方法を進めて下さい。	
17	トイレ環境についてはスフィア基準に近づけるように努力してください。また、段差の解消や障害者用トイレ・オストメイト対応も必ず設置してください。	トイレ環境を含め、今後も避難所環境の改善に取り組みます。
18	指定避難所の管理、運営の留意点において、トイレの設置に関してはオストメイト対応も必要である。	一部の指定避難所にはオストメイト対応のトイレが設置されています。避難所におけるトイレの環境整備は、今後も検討を続けます。
19	駅周辺における滞留者の対策について、要配慮者のためのトイレ提供も必要だということを理解してください。	一時滞在施設や徒歩帰宅支援の確保を進める中で要配慮者のためのトイレの確保に努めます。
20	踏切の長時間遮断については、要配慮者の中にはいつもの道が通れないことによってパニックになる方もいるため、緊急車両の通行のみでなく、要配慮者への配慮という観点も必要。	要配慮者への配慮という観点からも、踏切長時間遮断の早期解消は必要であると考えます。各鉄軌道事業者と連携の上で、早期解消に努めます。
21	鉄道やバスは要配慮者が日常的に利用していますが、災害発生時、いつもと違うことでパニックになることがあります。必ず分かりやすく情報を提供してください。	災害発生時は乗客の混乱を防止するため、各鉄軌道事業者は適切な車内放送及び駅構内放送を行います。
22	職員の多くも被災するが、逃げる際には近くの要配慮者に声をかけてほしい。平時から自分が住まう地域にいる要配慮者を把握してほしい。	市職員に限らず、避難の際には近隣の住民と声を掛け合い、助け合って避難することを今後も積極的に啓発します。
23	帰宅困難者の中には要配慮者がいることを受け入れ側にも周知する必要がある。	ご意見のとおり、被災者には要配慮者が含まれることを今後も周知します。

No.	ご意見の要旨	本市の考え方
24	指定避難所開設にともなう報告事項について、受入人員の報告の中に要配慮者についての報告はoirないのか。	避難所における受入人員の報告は、要配慮者に関する報告を含んでいます。
25	災害情報の収集伝達について、要配慮者の避難状況も把握してください。	各関係機関と連携した安否確認や巡回等を通じて、支援が必要な方の迅速な状況把握に努めます。
26	中枢組織体制の整備をすることは重要だと理解しているが、職員も被災者であり、家族を残して参集する上で障害をもつ子どもがいる場合は施設等に預けることができない。それを可能とするための対策を検討されたい。	堺市業務継続計画（BCP）では、大規模災害発生時に職員が被災により参集できないことを踏まえ、災害規模やフェーズに応じて災害対策業務と通常業務の中で優先して行う業務を予め設定し進めることとしています。
27	発災時の全員参集の原則は理解できるが、南海トラフ地震の際は実現可能なのか。可能となる対策を検討されたい。	
28	男女共同参画の視点を踏まえた活動体制の整備について、女性が家庭の事情で参集が難しい状況でも必要な活動ができるような体制を構築することが重要である。	
29	堺市防災会議の構成委員について、現時点で視覚障害者の委嘱・任命について教えてください。	
30	災害時要配慮者に対する十分な福祉支援が行えるよう、各関係者への研修を実施するなど、人材の質の向上をお願いします。	市職員や福祉関係者に向けた研修会の実施など、今後も引き続き人材育成に努めます。
31	ハザードマップのユニバーサルデザイン化をすすめ、あらゆる人が災害リスク情報を把握して、避難に活用できるようにするための取組を進めてください。	ハザードマップのユニバーサルデザイン化として、「堺市防災マップ」は、各世代別ややさしい日本語版等、対象者別に作成しているものや、点字版および音声版の配架など、より多くの方々に情報を伝えられる取組を行っております。また、多言語化した資料としては「外国人市民のための防災ハンドブック」を作成しています。今後もすべての方々が避難に活用していただけるような工夫を進めます。
32	印刷物が見えない、読めない人や外国人にも必要な措置を実施してください。	
33	アマチュア無線の非常通信が使えるように協定を締結するなどの準備を進めてください。	ご意見を踏まえ、災害時におけるアマチュア無線の有効な活用方法について検討します。
34	年号について、西暦と元号を併記してほしい。	ご意見を踏まえ、本市における他の計画との整合等を含め今後検討します。
35	「災害時における安否不明者の氏名等公表による救助活動の効率化・円滑化を目的とした体制整備の内容を追記」という点について、各区自治会で作成・保管している災害時要援護者リストを活用してはどうか。	ご意見のとおり、災害時における安否不明者の確認は、避難行動要支援者の一覧の活用を想定しています。
36	重度障害当事者が居住している地域での避難場所への誘導体制の整備を明確にし、避難先で必要になる医療機器等の配備・備蓄に努めて欲しい。	ご意見のとおり、各当事者の避難行動に関する計画（個別避難計画）の作成や、避難先で必要になる物資及び機材の配備・備蓄の促進に努めます。
37	在宅避難をしている場合でも物資を容易にもらえる体制を構築してください。	各避難所に物資を集積し、避難者がそれらの物資を受け取ることができる体制を構築しています。なお、避難所に行くことが難しい要配慮者は、福祉部局と配布方法について検討を重ねます。
38	マニュアルを作成する場合は支援者と当事者の双方のマニュアル作成が必要です。	関係部局が連携の上で、今後も検討を重ねます。
39	福祉施設等における物資の保管場所の整備計画をたて、補助を実施してほしい。	堺市地域防災計画において、従業員及び利用者の被災に備えた物資の備蓄や計画の作成は事業者の責務としています。
40	もし南海トラフが起こった時、役所も崩壊してしまったりした時、障害を持った人たち、家族はどうすればいいのか。	ご意見のとおり、災害の発生状況によっては公助が全く機能しない可能性も考えられます。そういった状況も考慮し、日頃からの備えや共助の取組を進めていただくよう今後も啓発に取り組みます。
41	マンション等、耐震化促進の対象物件拡大と公的補助費の金額の引き上げを要請する。	分譲マンション（地階除く階数が3以上かつ延床面積1,000㎡以上）向けに、耐震診断及び耐震改修の補助制度があります。分譲マンションにおける現在の補助制度は、耐震診断の補助率が5/6（限度額125万円）、耐震改修設計の補助率が2/3（限度額なし）、耐震改修工事の補助率が1/3（限度額なし）となっています。また、マンション管理士による無料相談の実施など、マンションの管理適正化に向けた取組を行っています。
42	津波ハザードマップについて、災害想定や浸水想定の見直しを待たず、暫定的でも早期に更新を行う必要がある。また、電子媒体だけでなく紙媒体による広報も必要である。	本市の津波ハザードマップにおいては、大阪府が公開している津波浸水想定を大きく超えるような津波からも避難できるように避難目標を設定しているため、現在のところ暫定的な更新を行う予定はありません。浸水想定が更新されれば迅速に反映します。
43	災害時における動物を媒介とする感染症対策の一環として、動物指導センターの機能を強化する必要があるため建て替え計画を進めるべき。また獣医師会の広域連携強化も必要である。	動物指導センターは、災害時における動物救護拠点としての役割等を備えるための建て替えを予定しています。
44	大仙公園に建っている平和塔は災害発生時の避難場所のランドマークとして役立つと思われるが、世界文化遺産の重点区に指定されたことによって平和塔は不適格物件となっている。これを重点地区にふさわしい形に造り直すことについて、危機管理部局としての見解を示せ。	危機管理室では、平和塔を避難誘導の目標物とすることを想定していません。
45	武力攻撃有事に対し、すべての堺市民の命と財産を守り、安全・安心を確保するようお願いしたい。	大阪府やその他の関係機関と連携の上で、武力攻撃事態に対する避難体制等の整備に努めます。

No.	ご意見の要旨	本市の考え方
46	男女共同参画の視点を踏まえた活動体制の整備について、役割について明確化しておくよう努めるとあるがどこに記されるのか。	堺市地域防災計画をはじめ、各種災害対応に関係する業務マニュアル等に随時反映します。
47	「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム（内閣府）」について、具体的に活用されているのか。	現時点では実際に民間企業との連携に至った事例はありませんが、今後も情報収集を継続し、プラットフォームが活用できる機会があれば積極的に活用します。
48	「府は、市町村に対し」という記載が散見されるが、これはあくまでも府の役割を示しているため堺市以外も対象に含まれているという認識でよいのか。	お見込みのとおりです。
49	大阪府地域防災計画には指定避難所の管理、運営の留意点に「避難行動要支援者への配慮」とあるが、堺市では明記しないのか。	本市計画においては、同箇所「(9) 高齢者、障害者、乳幼児、児童等の要配慮者への配慮」と記載しています。
50	総則の内容は本当に大事な視点であり、本計画を市民も職員も守る計画であることをアピールしてください。	今後も市ホームページや広報紙等を活用して計画の周知に努めます。
51	「避難する市民の人権が守られ…最低限度の生活を営むことができるよう…」とありますが、最低限度の生活は人によって違います。最低でもスフィアスタンダードが守られるよう言葉を選んでください。	最低限度の生活とは「人道憲章の枠組みに基づき、生命を守るための主要な分野における最低限満たされるべき基準」（スフィア基準）を満たすことが一つの指標であることと認識し、今後も避難生活の更なる質の向上をめざして避難所の環境改善に取り組みます。
52	人口812,027人のうち障害者、高齢者等の避難行動要支援者の人数は何人ですか。	令和6年3月末時点において、本市で定める避難行動要支援者に該当する方は64,789人となっています。
53	「総則 第3節 災害の想定」にある「表2 対象地震における区別の被害想定結果」中、南海トラフ巨大地震の避難者数について、各区で「1日後」や「1週間後」と基準が違うのはなぜか。	大阪府が発表した南海トラフ巨大地震の被害想定においては、各区で津波到達の有無等の条件に違いがあるため、各区で避難者数が最大になる時期が変わり、その数と時期を記載しています。
54	耐震化が必要な橋りょうについて、何年には改善予定となる計画はあるのか。また主要な橋りょうも含まれているのか。	堺市基本計画2025でKPIに設定している「緊急交通路等における橋りょうの耐震化率97%（204橋／210橋）」の達成に向けて、橋りょう耐震強化事業を進めています。この事業の対象橋りょうには、主要な橋りょうが含まれています。
55	ライフライン（電力）の被害について、上町断層帯地震と南海トラフ地震の基準が違うのはなぜか。	両地震による被害は、津波の有無等により条件が大きく異なることから、異なる基準により算定されています。
56	洪水氾濫について、堺市が想定している浸水想定区域の住民へのアプローチと訓練計画などはありますか。	洪水浸水想定区域内にお住まいの市民に対しては、避難情報の発令やその他の情報発信をもって避難の呼び掛けを行います。また、各地区では自主防災組織を中心とした避難訓練が実施されており、訓練実施前には訓練計画を区役所に提出のもと必要な相談・支援を受けることができます。
57	健康福祉局の業務大綱について、障害施策推進課と障害福祉サービス課の内容が「障害者等に対する福祉サービスに関すること。」と同じ内容になっているが間違いではないのか。また、これ以外にも業務内容はあるのではないのか。	当該項目は防災関係機関としての業務大綱であり、障害施策推進課と障害福祉サービス課、障害支援課が連携・協力の上、災害時の障害者等に対する福祉サービスに関することを担当することを意味しています。また、業務大綱には主な内容を記載しており、他に実施する業務も数多くあります。
58	健康福祉局の業務大綱について、障害支援課が担う「避難支援の仕組みづくり」とはどんなものか。	避難行動要支援者が発災時に安全に避難できるよう、関係部署と連携し、情報収集や個別避難計画の策定等を進めます。
59	健康福祉局の業務大綱について、健康医療政策課が担う「災害時の医療体制の整備計画に関すること。」ですが、障害者児の医療体制整備計画もあるのか。	災害時の医療体制の整備計画は、障害者児を含む全体的な内容となります。
60	健康福祉局の業務大綱について、健康医療政策課が担う「健康危機管理体制の整備に関すること。」ですが、「DHEAT」がこれにあたるのか。	DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）とは、災害が発生した際に、被災自治体を支援するため、専門的な研修・訓練を受けた都道府県等の職員により構成する派遣チームのことです。
61	能登半島地震の際に「DHEAT」が支援に入っていたが、障害者児の健康についても支援してくれるのか。	災害発生時は、必要に応じてDHEATの支援を受けながら、関係部署と連携し、障害者児も含め、健康管理を行います。
62	子ども青少年局の業務大綱について、子ども相談所が担う「一時保護所」ですが、障害児も受け入れていただきたい。	子ども相談所が実施する一時保護は、平時より障害児も保護の対象としています。
63	区役所の業務大綱について、障害者児の対応は保健センターだけになるのでしょうか。	支援内容や相談内容により、各課及び保健センターが対応します。
64	教育委員会の業務大綱について、「指定避難所（市立学校園に限る。）に関すること。」とあり、これには支援学校も入るかと思われるが、堺支援学校や泉北高等支援学校は府立のため対象外ということか。	ご意見の内容は、指定避難所となる市立学校園の施設管理者としての業務となるため、府立学校は対象外となります。指定避難所全体の設置、運営に関することは危機管理室が所管します。
65	介護に関する協会とも協力協定を結ぶ必要があるのではないのか。	今後の協定締結に関する検討に加えます。
66	全体を通して「DWAT」についての項目がないため、明記されたい。	DWATは計画P172「避難行動要支援者に対する支援体制の整備」に記載しています。
67	総則第5節市民、事業者の基本的責務にある市民の災害時に実践に努める事項の中に「避難行動要支援者への支援をすること。」とあるが、平時から意識して把握しておかないと、災害時に動くことはできないと考えるため、平時の実践にも取り入れるべき。	平時の避難行動要支援者に関する知識習得は「(1) 防災知識の習得」に含まれています。
68	事業者の責務の中に避難行動要支援者の支援をすることを明記してください。また、平時においても要配慮者への支援について学ぶことを明記してください。	
69	「適切な避難」とあるが、各個人によって異なる具体的な避難行動をどのように周知するのか。	ご指摘の箇所は普及啓発すべき内容についての記載であり、災害時の行動の一つである広域避難の考え方について普及啓発するということを表しています。

No.	ご意見の要旨	本市の考え方
70	令和7年度における住宅耐震化率の目標は95%ですが、直近のデータでは何%となっていますか。	令和2年度末時点における耐震化率は85.2%です。 ※5年に1度調査を実施しており、次回調査は令和7年度を予定しています。
71	老人ホーム等の耐震診断結果の報告及び公表についてはどこで確認することができますか。	耐震診断が義務付けられた建築物の耐震診断結果は、市ホームページから確認できます。 https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/jutaku/kenchiku/anzen/taishinshindan/shiendoumeireikouhyou.html
72	「アスベスト使用建築物等の把握」は市が努めるという認識でよいか。	民間建築物の吹付けアスベスト使用の有無の把握や適正管理は、建物所有者や管理者等の責任においてなされるものです。市は、吹付けアスベスト使用の調査実施と結果報告を求め、この報告を取りまとめることにより、民間建築物の吹付けアスベスト使用の有無の把握に努めています。なお、本市においては吹付けアスベスト対策事業として、吹付けアスベスト分析調査及び除去の補助制度を設けています。
73	「市の施設」には指定管理者が運営している施設、もず園・つぼみ園・健康福祉プラザ・ベルデさかい・青少年の家なども含むのか。また、「特に市立幼・小・中・高校・支援学校」とあるが、府立支援学校や市立子ども園についても含むのか。	該当箇所は市立施設の整備に関する内容であるため、指定管理者制度による管理を行っている市立施設を含み、府立施設は対象外となります。
74	津波に関する情報発信において、外国人の方には地震・津波のリスクが分かりにくいと思う。多言語でのメール配信や、災害に関する注意書き等を目につく、取りやすい場所に設置してください。	多言語での情報発信は、大阪府が運営する「おおさか防災ネット」等で行われています。本市からのメール配信等は、「やさしい日本語」により配信しています。
75	津波に関して、地震発生から約100分、本当にそれだけの時間があるのでしょうか。	南海トラフ巨大地震の被害想定は、平成25年度に大阪府が一定の学術的根拠に基づいて作成したものです。
76	南海トラフ巨大地震防災対策に係る相談窓口は設置されるのか。「具体的な知識を得る体制整備」ということは理解できるが、本文の言い回しが分かりにくい。	ご意見を踏まえ、文章の修正を行います。 ※修正内容は別添資料2のとおりです。
77	地域における津波避難計画策定に関して、校区カルテを作成するなどがあるが、作成するだけでなく実際に訓練等を実施し、更新していく必要がある。	校区カルテ等に基づく訓練は、各地域で実施されています。今後も地域の災害リスク等に即した効果的な取組が行われるよう支援充実を図ります。
78	「初動体制を確立する。」とあるが、繰り返し実行し修正することが必要。	ご意見のとおり、訓練や検討を重ね、継続的な見直しを行います。
79	水害については「冠水」についても注意喚起が必要。	ご意見のとおり、内水氾濫（道路冠水等）についても注意喚起に努めます。
80	高潮対策の本文中に昭和36年の第二室戸台風のことを書かれても実感が無い方も多と思われる。	ご意見のとおり、第二室戸台風は発生から年数が経過していますが、高潮による被害としては歴史上でも非常に大きな被害であったことから、これを風化させることなく現代の対策に活かすことが重要です。
81	水害減災対策の推進の中で、公共下水道で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれとあるが、施設の損害に加えて逆流等による家屋被害はないのか。また、市民周知による逆流防止策等を広報する必要はないか。	ご意見の通り、本市が管理する公共下水道について、計画降雨以上の降雨が発生した場合、雨水がスムーズに排水できなくなり浸水を助長することで家屋被害が発生する可能性はあります。 現在は逆流防止等についての市民周知を行っていませんが、内水ハザードマップの公表を行うなど浸水被害の軽減に向けての広報を実施しています。いただいた意見も参考に、浸水被害軽減に向け、今後も引き続き取り組みます。
82	浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保等において、印刷物の配布以外のその他必要な措置とは何か。	ホームページやSNSによる広報、e-地図帳の活用などの印刷物の配布以外による啓発活動を意味しています。
83	避難確保計画等の作成について、接続するビル等の管理者の意見を聴くよう努める以外に共同して実施する等の措置はないのか。	避難確保計画は、関係法令で単独又は共同で作成することとなっているため、関係施設の状況を鑑み共同で作成することが望ましいと判断される場合には、本市から共同での作成を勧告することがあります。
84	要配慮者利用施設の範囲に、「もず園・つぼみ園・ベルデさかい」や障害児も通うこども園、放課後デイサービス等も含まれるのか。	ご意見にある施設も含まれます。
85	説明会・講習会に参加できない人ほど必要な情報であることを認識しておいてください。また、在宅避難や知人宅に避難する障害児に対する支援の確保をしてください。	各種訓練や講習会はリモート参加等ができるような工夫を検討します。 避難所以外へ避難される方々への支援は、関係部局において今後も検討を重ねます。

No.	ご意見の要旨	本市の考え方
86	洪水・高潮リスク及び避難に関する情報の周知及び利用に関する内容で、警戒レベル3に関する記述がないのはなぜか。	ご指摘の箇所の記載は、警戒レベル4のみならずすべての避難情報の理解促進に努める趣旨の内容になっていますが、ご意見を踏まえ追記します。 ※追記内容は別添資料2のとおりです。
87	土砂災害警戒区域等における防災対策で、建築物の移転等の勧告とあるが、百舌鳥支援学校はどうなるのか。	百舌鳥支援学校は、敷地の一部が土砂災害警戒区域に含まれていますが、移転等を勧告すべき「土砂災害特別警戒区域」とは異なり、避難体制を整備する区域となります。大規模災害が発生し、福祉避難所を開設する必要がある場合は、事前に施設の被災状況などを踏まえ、受け入れ可否を判断します。受け入れを可能とした場合も避難者には、警戒区域には近づかないよう周知することで、避難者の安全確保を図ります。
88	防災知識の普及啓発における災害の知識の中に要配慮者に対する理解と支援について学ぶ機会を入れてください。	ご指摘の箇所において、「(3) 災害時の行動」の中に「カ 避難行動要支援者への支援」の項目を記載しています。
89	防災知識の普及啓発における災害時の行動の中に「広域避難の実効性を確保するための通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方」とあるが、考え方だけでどう行動すればいいのか分からない。	適切な避難行動をとるためには、まずはどういった考え方に基いて避難するかを知っていただくことが重要です。それらの知識が実際の避難行動に繋がるよう、啓発内容の工夫に努めます。
90	防災知識の普及啓発における普及啓発の方法の中に、住民参加型防災訓練の実施とあるが、「参加できない人の参加の仕方」について工夫が必要です。	各種訓練や講習会はリモート参加等ができるような工夫を検討します。
91	災害教育の伝承にある、大災害の教訓だけでなく、身近に起こった災害も忘れてはいけないと考える。平成29年10月の台風21号での浸水等を参考に加えるべき、	ここでは代表例として歴史上でも被害が大きかった災害を記載していますが、お示しのような近年発生した被害から得られた教訓も、災害対応に関係する業務マニュアルや各種施策に反映させています。
92	男女共同参画の視点は市民等にはまだまだ浸透が浅いように思われるので、啓発を継続して実施すべき。	ご意見のとおり、今後も継続的な啓発を実施します。
93	地区防災計画と校区防災カルテの違いは何か。	地区防災計画及び校区防災カルテは自主防災組織をはじめとする各地域の住民の方々により作成されるため、その名称は各地域により異なりますが、どちらも災害対策基本法における「地区防災計画」に相当します。
94	自主防災組織の主な活動内容に関して、ミニコミ誌発行や講習会の開催などがあるが、いつ、どこで実践されているのか。	各地域の自主防災組織により活動内容及び時期は異なります。
95	自主防災組織の災害時の主な活動の中に「避難行動要支援者への援助」の項目があるため、市が行う自主防災組織への支援の内容にも同内容の教育に関する項目を入れてください。	ご意見の内容は、市が行う自主防災組織への支援の中にある「地域住民への情報提供」や「防災リーダーの育成」に含まれています。
96	堺市消防協力事業所は各区にあるのか。	消防協力事業所は市内各区に点在しており、令和6年4月現在で1,253事業所に登録いただいています。
97	都市の防災機能強化の文面において、市が市町村に対して働きかける内容となっているが、修正の必要はないか。	ご意見の趣旨を踏まえ修正します。 ※修正内容は別添資料2のとおりです。
98	密集する新湊地区に居住する要配慮者に対する個別避難計画の作成は進んでいるか。	新湊校区においても個別避難計画の作成を進めています。
99	消防水利の基準が昭和39年と古いがこのままで良いのか。基準が消防庁告示ということは我々市民が国に声をあげないと変わらないということでしょうか。	消防水利の基準について告示が行われたのは昭和39年ですが、以降、災害の発生状況や都市環境の変化に応じて随時改正がなされています（最終改正：令和5年12月）。
100	消防力の強化にある消防活動体制の整備に要配慮者への対応と項目だけあるが、具体的に何をするのか。	火災発生時において、避難行動要支援者一覧を活用し避難状況の確認しています。
101	在宅療養者（重症心身障害者、人工呼吸器利用者等）に対して電源確保等を含めて対応してください。	対象となる身体障害者手帳所持者又は難病患者等のうち、24時間人工呼吸器の装着が必要な方については、災害時の停電等への対策として、日常生活用具給付事業において人工呼吸器用外部バッテリーを給付しています。 また、災害についてご家族等で話し合い、主治医や関係機関等と相談して必要な備えをするきっかけとなることを目的として作成した、「私の災害時対応ハンドブック～人工呼吸器等をご利用の方へ～」や「あなたの防災ノート」を堺市ホームページで公開しており、平常時からの備えについて周知啓発を行っています。
102	適切な現地医療活動ができるよう整備するとあるが、どのようなシステムで医療を受けられるようになるのか。	災害拠点病院や市町村災害医療センター、災害医療協力病院等の医療機関、堺市医師会に所属する医師により、あらかじめ構成される堺市医療救護班により、拠点救護所（急病診療センター）及び臨時救護所（中学校）において、被災者の傷害程度に基づく治療の選択（トリアージ）や搬送前の応急処置、軽症者の治療を行います。
103	堺市医療救護班の編成・派遣方法などはあらかじめ定めるとありますが、既に定められているのか。	平成29（2017）年に、本市では災害発生時に医療救護活動が適切に行えるよう、堺市医師会、堺市歯科医師会、狭山美原歯科医師会及び堺市薬剤師会のそれぞれと、「災害時における医療救護活動に関する協定」、「災害時における歯科医療救護活動に関する協定」、「災害時における歯科医療救護活動に関する協定」、「災害時における救護活動に関する協定」を締結しています。協定書及び協定実施細目には、医療救護班の派遣等の方法を定めています。
104	搬送体制を明確化とあるが、在宅避難をしている重度心身障害者の人へ直接医療（薬等）の提供はされないのか。	医薬品等を含む物資の輸送は、救護所や避難所だけでなく在宅避難されている方々も含めた配送供給体制の確立に努めます。

No.	ご意見の要旨	本市の考え方
105	救護所への配送供給体制とあるが、救護所は各指定避難所に開設されているのか。また、患者搬送はEMISに基づく体制とあるが、在宅避難している重度心身障害者が救急搬送が必要となった場合は搬送してくれるのか。	地域防災計画において、医療救護活動を行うため、状況に応じて、拠点応急救護所を急病診療センターに、臨時応急救護所を各中学校に設置することとしています。広域災害・救急医療情報システム（EMIS）では、特定の医療機関へ患者が集中しないよう、受入れ可能病床情報等を把握します。また、障害の有無に関わらず、在宅避難されている方についても救急搬送が必要となった場合には搬送の対象となります。
106	各々の疾病に加えて障害がある場合でも必要があれば「特定診療災害医療センター」と連携して対応してくれるのか。	各種の専門治療が必要な方と同様に、日常的に人工呼吸器等の医療的ケアが必要な障害者児についても、災害時に必要な医療を継続できるよう関係機関との連携体制を整備します。
107	堺地域災害医療救護対策協議会の活動について、市民が知るには市ホームページのどこを見ればいいのか。	「堺地域災害時医療救護対策協議会」は、堺市医師会、堺市歯科医師会、狭山美原歯科医師会、堺市薬剤師会、災害拠点病院及び救急告示病院等で構成された任意の協議会です。活動内容としては、病院向けの教育研修会、講演会の開催や、災害訓練の実施等を行っています。堺地域における災害医療・救護に関係する団体や団体に所属する職員を対象とした活動内容となっており、市民に向けたホームページは開設しておりません。
108	避難場所や避難路の指定については日頃から住民に用意することが大切ですが、自治会未加入や転入者、観光客は分からないため工夫が必要であるとする。	避難行動に関する普及啓発は、堺市防災マップ等を通じて広く啓発を行っていますが、すべての人が多様な形で情報を入手できるよう、今後も工夫を重ねます。
109	避難路の指定について、ゲリラ豪雨・線状降水帯での被害が増える中、指定だけでなく指定避難路が使用できない場合の対応策も考えて周知してください。	ご意見のとおり、道路冠水等により河川氾濫が起きる以前に避難経路が通行不能になることも十分考えられるため、機を逸することのない避難情報の発令や、より早期の避難を促す啓発等に取り組んでいます。
110	段差解消は早急に実施する必要があります。	ご意見のとおり、早期解消に向けて今後も取り組みます。
111	指定緊急避難場所と指定避難所の違いを日頃から周知とあるが聞いたことがありません。ホームページ等で周知する必要があります。	本市が作成する堺市防災マップには指定緊急避難場所と指定避難所の違いを案内しています。ご指摘のとおりホームページ等でも両者の違いについて周知します。
112	災害発生時に混乱と差別を生まないためにも、要配慮者の滞在が想定される施設についての措置や体制について、日頃から住民に周知することが重要。	ご意見のとおり、要配慮者への配慮の必要性や具体的な支援方法について、平時より周知に努めます。
113	学校を指定避難所として指定する場合にはとあるが、支援学校においては福祉避難所として事前に調整され、児童・生徒と家族に周知されるという認識でよいか。	市内の支援学校は既に福祉避難所としての指定が完了しています。
114	新型コロナウイルス感染症が5類になった今も自宅療養者への対応は有効なのか。	パンデミックの発生等によって、罹患者に対して行政機関から自宅での療養や外出の制限を要請する事態となった場合には、災害発生時における自宅療養者への対応は必要と考えます。
115	避難所での備品不足・置き場所不足が想定される場合は事前把握でプッシュ型補充となるのか、プル型配給となるか。また、それがどこが窓口となるのか。	避難生活を実施する上で必要な物資や備品等は、災害発生初期においてはニーズの収集を待つことなく、必要になると想定される物資を配給するプッシュ型の支援を行います。災害発生からの時間経過に従い、ニーズに応じた支援を実施するプル型支援に移行します。ニーズの収集に関しては、各校区の指定避難所等から各区の災害対策本部を通じて、市の災害対策本部にて集約します。
116	避難所生活長期化に対応する環境整備において、生理用品や大人用オムツの備蓄及びその処理についても事前に決めておく必要がある。	生理用品や大人用オムツの備蓄も計画に定めています。
117	避難所における性犯罪防止は極めて重要であり、成人女性であっても1人でトイレに行かないことや、防犯ブザーを持つ等も住民に周知されたい。	ご意見のとおり、避難生活における防犯策等について積極的に啓発を行います。
118	防災マップの作成にあたっては住民参加型の工夫をすることとあるが、障害等で参加できない人も参加できる工夫が必要。	ご意見のとおり、より多くの方々が参加できるよう工夫を行います。
119	避難誘導体制の整備を図る上で、府立・市立支援学校、発達支援センター、放課後デイサービス等と市との連携はどうなっているのか。	各施設の避難誘導体制の整備は各施設を管理する組織や事業者により実施されますが、市は施設管理者等が作成する避難確保計画への助言・勧告等をはじめ、適切な避難誘導体制が取られるよう今後も連携します。
120	災害対応が長期にわたる場合の動員計画について、職員の疲弊を把握し、早期の仮設入所や借り上げ住宅の整備、支援システムを早い段階から稼働できるようにされたい。	早期の復旧、復興を実現できるよう、今後も平時からの体制整備や国・府等との連携強化に努めます。
121	避難者に対し早急な応急仮設住宅の設置が必要。	
122	外国人を含めたエリアごとの確実な防災訓練を実施していくことが重要。	
123	校区単位での防災訓練について、自治会の未加入や役員の高齢化が課題となる中、校区の住民としてどう行動すべきかを共有する必要がある。また、子どもの防災訓練という点では小学5年から中学3年の経験の積み重ねが非常に重要である。	より多くの方に各種防災訓練に参加できるよう今後も啓発を行います。また、市立学校における防災教育についても、現在各学校で行われている取組を中心に継続します。

No.	ご意見の要旨	本市の考え方
124	地域での防災訓練は休日に行うことが多いが、学校に通う子ども達も地域の一員であることから、平日に地域と学校が協力して防災訓練をしておくことも必要ではないか。	地域と学校が連携して防災訓練を含む防災教育に取り組むことは、児童生徒等の主体性や社会性を育み、また、地域の防災力を高める効果も期待されることから重要であると認識しております。防災訓練の日程は、学校と地域の実態に応じて設定していただいています。
125	職員に対する防災教育の中の見学、現地調査の実施では、手話や点字などの見て分かることと、目では見えない障害について学んでほしいが、その他必要な事項の中に含まれるのか。	お見込みのとおりです。
126	市民に対する防災教育の中に要配慮者の内容が全く書かれていない。	ご意見の趣旨を踏まえ、要配慮者への支援に関する内容について追記します。 ※追記内容は別添資料2のとおりです。
127	市教委は、生徒児童の防災学習の中で、災害時に配慮や支援が必要となる要配慮者の存在やその対応についても教育を進めることは必要だと思う。	児童生徒等の発達の段階に応じて、自らの命を守り抜くための「自助」のみでなく、自らが進んで安全で安心な社会の形成に参加し、貢献できる力を身に付ける「共助、公助」の視点も踏まえた防災教育に取り組んでいます。
128	防災に関してもっと気軽に何度も学べるよう、堺市総合防災センターをオンデマンドバスの停留所に加えるなどし、要配慮者でも行きやすくしてください。	より多くの方に利用しやすい施設となるよう今後も工夫します。
129	要配慮者に向けた防災教育として、保健師や福祉専門職等による面談時に防災啓発を行うと良いのではないかと。また、防災訓練にリモートで参加できるような工夫も必要。	防災に関する啓発や訓練の実施方法について、より多くの方が学べる機会となるよう今後も検討を重ねます。
130	堺市役所の業務継続計画は作成・検証されているか	平成25年3月に堺市業務継続計画を作成し、直近では令和5年3月に見直しを行っています。
131	「被災者支援システム」の導入に努めるとあるが、具体的な導入計画はあるのか	災害時の罹災証明書発行、被災者台帳の管理など全庁的に発生する被災者支援業務の効率化を図ることを目的に、令和6年度中に被災者支援システムを導入予定です。
132	防災情報を得られるスマートフォンアプリに堺市又は大阪府が提供するものはあるか	大阪府が提供している「大阪防災アプリ」では、あらかじめ市町村を選択することで、堺市の防災情報も取得できます。
133	FAXで避難に関する情報等を伝える仕組みがあるが、停電時や外出時の対策はあるか	本市における避難に関する情報発信について、FAX以外にもSNS等で発信しています。
134	「防災関連システム」とSNSの連携による情報発信は可能か	現在も複数のシステムを活用し、気象情報等をSNS等を活用して発信しています。
135	食糧やオムツ等の災害用備蓄品の備蓄目標設定について、高齢者だけでなく障害者の比率も勘案されているか	災害用備蓄品の算出根拠については大阪府と協議の上で決定しています。備蓄する大人用オムツについては要介護の高齢者割合から、高齢者用食については年齢比率による算出で勘案しています。
136	清掃用具の備蓄を充実させてください。	今後も避難所の衛生環境の確保に必要な資器材について、検討を進めます。
137	避難所や市の施設には災害用電話を複数台設置する必要がある。	指定避難所においては災害時優先電話を2機設置しています。市の施設には職員が災害対応に使用する目的で災害時優先電話を設置しています。
138	自宅以外に滞在している要配慮者に対して、事業所と地域が繋がれるような体制を構築してください。	事業所と地域との連携については、各事業所において積極的な地域活動への参加や働きかけを行っていただくことが重要です。
139	大規模災害時の防疫のために清掃や汚物の適切な処理方法について市民に広報してください。	本市では、災害時の汚物を含めたごみの排出に関する基本的事項について記載した「～もしもの時のごみの手引き～災害廃棄物処理ハンドブック」を作成するなど、平時からの情報発信に取り組んでおります。防疫のための清掃は、現在のところ掲載されている広報物等が無いため、今後検討します。実際の発災時には、市内の被害状況等によって、市民の皆様と異なる方法での排出等をお願いする場合がありますので、その際には速やかにわかりやすくお伝えできるよう、広報内容及び手段の検討を行います。
140	災害用トイレにはバリアフリー以外にも介助者も一緒に入れるトイレ、成人の障害者のオムツ交換および洗浄ができるトイレが必要。	マンホールトイレのある指定避難所においては、備蓄しているパネル式上屋のうち一基は広いスペースが確保できるタイプであり、車イスや介助者等も一緒に入れます。成人のオムツ交換スペースは避難所内に確保できるよう検討します。
141	応急仮設住宅を建築する上で、要配慮者が使用可能な仮設住宅は確保できるのか。	応急住宅は、民間賃貸住宅を借り上げる賃貸型応急住宅等を積極的に活用し、応急仮設住宅の建設にあたっては要配慮者の使用に配慮し、供与を行います。
142	ボランティアの活動環境の整備および要配慮者への理解についても事前から学ぶなど、平時から推進してください。	ご意見のとおり、ボランティアの活動環境等の整備を行います。
143	相談窓口が設置された場合はどこで知ることができるのか。	SNSやホームページの外、テレビ局への協力要請、避難所や各防災拠点での掲示など、より多くの方々に周知できるよう広報します。
144	広域応援等の要請をする際には要配慮者に対する物資と医療の提供をお願いします。	各機関へ応援要請を行う際には、要配慮者を含むすべての方を対象に幅広い支援についての要請を行います。
145	大阪母子医療センターへ応援を要請する場合の連絡経路は確立されているか。	関係機関等と迅速な連携がとれるよう平時より体制整備に努めます。
146	救助、救急活動を実施する際は重傷者優先なのか救命効果の高い事案が優先なのか。また、重度障害者は初期から拒否されるのか。	大規模災害時の救助・救急活動においては、原則、重症度及び緊急度の双方が高い傷病者から優先して搬送します。これに関して、障害・持病等の有無により搬送を拒否することはありません。
147	災害時の医療救護活動について、成人の医療的ケア障害者に対する対応はあるのか。	災害時の医療救護活動は、年齢や障害の有無に関わらず対応するものですので、各負傷者が持つ病歴や障害等も勘案し、必要な対応をとります。
148	医療情報の提供を可能な限り市民に情報提供するとあるが、どのような形で公表されるのか。臨時応急救護所等で確認できるのか。	関係部署と連携し、ホームページへの掲載や避難所等での掲示など、より多くの方への周知に努めます。

No.	ご意見の要旨	本市の考え方
149	在宅避難している重度心身障害者等に対しては、必要な医療機関にて対応してもらえるのか。	平時から、災害時における行動をかりつけ医や支援者などの関係者と話し合いをすることが大切です。 病院等が被災したため継続して医療を受けることができない等の場合は、関係部署と連携し、被災した重度心身障害者等の要配慮者の被災状況やニーズの把握に努め、医療に繋がります。
150	疾患と障害を持つ要配慮者に対する個別疾病対策はどうなるのか。	必要な医療が受けられるよう各関係医療機関と調整を行います。
151	避難行動要支援者の避難行動支援に関する全体計画はどのような計画か。またその内容を市民が知ることができるのか。	本市においては「避難情報の判断・伝達マニュアル」等がこれにあたります。 その内容については「堺市防災マップ」等の啓発物に盛り込み周知しています。
152	指定避難所の管理、運営の留意点において、混乱を招かないための避難者心得の掲示とあるが、それを守ることが難しい障害者児や子どもは避難所から排除するのか。 他の章では「避難所運営に関する基本的ルールの掲示及び伝達」という記載になっているためそちらに合わせるべき。	ご意見を踏まえ、他章の記載と合わせて「避難所運営に関する基本的ルールの掲示及び伝達」という記載に変更します。 ※修正内容については別添資料2のとおりです。
153	ライフライン復旧時には知的や知覚障害者に対するサポートを実施してください。	ライフラインの復旧にあたっては、利用者自身による作業に伴う状況が想定されるため、利用者が障害者の場合には、注意すべき事項があることをライフライン事業者と情報を共有します。
154	避難所を縮小して存続するよりも仮設住宅を急いで配備するべき。	避難所の縮小に向けては、応急仮設住宅の建設をはじめとする住居の確保が前提になります。建設候補地の選定など発災当初から着工できる体制の構築に努めます。
155	指定避難所の管理、運営の留意点において、十分な避難スペースを確保するためには事前のシミュレーションが必要	予想される避難者数等から、十分な避難スペースを確保できるよう今後もマニュアルの記載内容の周知や訓練の実施による定着を図ります。
156	指定緊急避難場所とは市の施設なのか。	各災害の指定緊急避難場所には、公的施設の外、協定締結を行っている民間施設も含まれます。
157	給水所に行けない、水を運べない被災者に対する対応はどうするか。	可能な限り柔軟に対応します。また、日頃からの備えや共助の取組を進めていただくよう今後も啓発します。
158	保護者がいないと生きていけない成人の障害者もいるので早期に見出し保護してください。	各関係機関と連携した安否確認や巡回等を通じて、支援が必要な方の迅速な状況把握に努めます。
159	ヘルパーの不足や日常生活用具の被災による消失、また普段は自立している障害者も環境変化に対応できない場合もあるので、個々の状況に対応してください。	
160	要配慮者の施設への緊急入所とあるが、高齢者や障害者は普段から福祉施設に入所できない状況が続いているのに、緊急入所することは可能なのか。	大規模災害発生時には、特例として定員を超えた受入れを認めるなどの対応が取られます。 しかしながら、施設の受入れ数に限界があるため、広域的な対応を含めた関係機関との連携に努めます。
161	ライフラインの復旧の際、ホームページの更新だけでは伝わらないことを企業側に周知してください。	各種ライフライン事業者と連携し、ライフラインの復旧状況等についてより広く周知できるよう努めます。
162	要配慮者は建築物被害調査等の手続きをするのにサポートが必要であるが、その時の相談窓口は住宅相談窓口で良いか。	住宅に関する相談や情報提供は、住宅相談窓口へご相談ください。
163	応急教育の実施について、「授業時数の確保」より「幼児・児童・生徒の健康保持」の方が優先度が高いと思われる。	計画内の記載順序は対応の優先度等を示すものではありません。
164	専門職ボランティアの中には保育士やヘルパーなども含まれるのか。	専門的知識や技能を持ったボランティアであるため、活動内容によって保育士やヘルパー等も含まれます。
165	気象情報の周知に際しては要配慮者も同時、或いは先行して実施してください。	気象情報の周知は、すべての市民に向け可能な限り早い段階で実施します。
166	堺市としての避難行動要支援者支援プランはどこで確認できますか。	避難行動要支援者プランは、「堺市災害時要援護者支援ガイドライン」として策定していますが、現在ホームページ等での公開は行っていません。
167	重傷者の中に重度心身障害者児は含まれるのか。	災害時の救護活動における負傷者程度は、負傷している重度心身障害者児の状態によって判断します。
168	指定避難所外避難者のニーズを把握する方法を周知してください。	効率的なニーズ把握の手法について、今後も検討を重ね周知に努めます。
169	水と同様、食料、生活必需品についても確実に要配慮者に届くようにしてください。	要配慮者を含む避難者が必要とする物資を確実に届けられるよう、物資供給体制の整備に努めます。
170	避難所におけるトイレの衛生的な利用の指導に加え、消毒と清掃についても指導が必要。	避難所におけるトイレの衛生的な運用について今後も周知を行います。
171	復興計画の作成の際には要配慮者の声をしっかり受け止めてください。	復興計画の作成に関しては、要配慮者を含むすべての方の幅広い観点からの検討が必要と考えています。
172	南海トラフ地震防災対策推進計画の内容を簡潔かつ分かりやすく説明したパンフレットを作成してください。	南海トラフ地震防災対策推進計画は、「堺市防災マップ」等の啓発物にその内容を掲載しております。今後も誰もが分かりやすい啓発に努めます。